

法務委員会提案書 I
これからの訴訟対応及び理事の責任について

2001年11月7日

社団法人日本ハンググライディング連盟

会長 朝日和博殿

理事会及び理事各位

法務委員会委員長 城 涼 一

記

事件番号 東京地裁平成12年(ワ)9780号

当事者 原告 和泉郁三 外1名

被告 社団法人日本ハンググライディング連盟
外2名

一、上記事件について、これまでの当連盟内部の手續に下記二、及び三、の問題点があったと思われますので指摘し、その改善のために提案を致します。

提案 (一) 訴訟方針の重大な変更、準備書面の作成・陳述、書証の提出等の重要案件については、その内容によっては連盟の基本的なあり方自体にも関係することがありうるため、関係委員会の意見を聞いた上で理事会(決議)によって決定(確認)するという慎重な手続を取るべきと思料し、かかる手続きを取る事を提案致します。もっとも、この点は、本年10月11日理事会で確認されたことでありますから、再確認を提案する趣旨とご理解ください。

提案 (二) また、各理事は、連盟に対して忠実に職務を遂行する法的義務を負担しています。その義務の程度は「善良な管理者の注意義務」という高度の注意義務であります。そして、その違反により連盟に損害を与えた場合には各自が法的責任を負うこととなります。

したがって、忠実義務を尽くした各理事が後日根拠のない義務違反を問われることを防止するために、重要な決議においては各理事の賛成、反対、棄権の別を議事録にとどめ記録化することが不可欠と思われます。

よって、今後行われる重要な決議(確認等)については、各理事の賛成、反対、棄権の別を議事録に記録するよう提案致します。

二、 訴訟記録の不備

連盟事務局から訴訟記録一式の送付を受けたが、訴訟記録が不備であるため、訴訟の正確な進行が不明であった。具体的には、

1. 簡易裁判所における調停記録と区別されていないため、書証がどちらの事件のものか不明である。
2. 書証が揃っておらず、書証の欠番がある。書面の内容上存在するはずの書類が含まれていない。
3. 口頭弁論調書が含まれていないため、実際に、どの準備書面が法廷において陳述され、どの書証が取調べ済となっているか不明である。同じ理由で、準備書面、書証等の欠番があるかどうかさえ正確に判断できない。
4. 調停において、JHFがいかなる対応をとったのか不明である。

三、連盟内部の手続上の問題

裁判上の主張・書証の提出について、組織として取るべき適切な手続が行なわれていなかった。

JHFという永続性と公平性を備えた団体が、裁判上で重要な事実を主張する場合には、その影響の大きさに鑑みて、たとえば、担当委員会に諮問したうえで理事会の決議に基づくなどの組織体としての慎重な手続が要請される。

この見地から、次の諸点についてJHFとして正当な手続が取られていたか疑問がある。これは、主張した内容の是非ではなく、連盟内部の手続の問題である。結果的に主張が正しければいいというものではなく、将来発生しうる訴訟事件における対応も考慮して、重要な主張については慎重な決定手続が必要だということである。

一例をあげると、

1. 平成12年8月14日付準備書面（1）の5頁「更に、被告連盟は、本件大会主催者である右実行委員会より本件大会の公認申請が行われ、本件大会が被告連盟の公認規（甲6）を充足していると判断した結果、本件大会を公認したにすぎない。被告連盟は、大会主催者から公認申請が行われた場合、同大会が公認規則を充足しているか否かだけを受動的に判断するだけで、それ以上に公認規則を充足しない場合に公認規則を充足するよう指導する立場にない。また、被告連盟が公認大会の運営に関与することも一切ないのである。」

※ 訴訟の初めにおける、JHFの法律的立場に関する根本的な主張であるから、これまでのJHFの訴訟対応、将来発生しうる事件におけるJHFの訴訟対応まで考慮した慎重な判断が要請される。少なくとも理事会で討議したうえでの決議が必要だったと思われる。

2. 準備書面（1）の8頁

「尚、離陸時の風速制限は、前記のとおりテイクオフエリア（離陸場所）において平均最大風速毎秒6 m以下と規定されているが、離陸後の飛行中の風速 制限規定はない。」

※ JHFの規定の解釈に関係する問題であるから、確定的な解釈がこれまで存在していない場合には、関係委員会である競技委員会及び安全性委員会の意見を聞いた上で理事会決議により決めるべきであったと思われる。

3. 準備書面（3）の7頁

「このように風速6 m/s の状態で着地することには何等の問題もなく、競技会で使用されているパラグライダーにおいては、十分余裕のある風速である。

また、仮に、風速がパラグライダーの通常最高速度を超えているような場合には、着陸の際操縦者は後ろ向きで着地することになるがそれだけで着陸が不可能あるいは危険ということではない。」

※ 安全に深く関係する問題であるから、このような主張をすることの適否について少なくとも安全性委員会の意見を問い合わせたうえで理事会決議を得るべきであったと思われる。

4. 答弁書十三頁、準備書面（1）37頁、準備書面（3）の19頁

「亡恭子は日本においてトップクラスの技量を持ったパラグライダー操縦者であり、今回の亡恭子の事故は亡恭子の操縦ミスによる自損事故である。それにもかかわらず亡恭子の事故について、被告に法的責任が認められるとするならば、今後日本においては、一切のパラグライダー競技会を開催することは不可能となると考える。」

※ ここでは本件事故が和泉さんの自損事故と断定しているが、JHFは、この事故について、少なくともこの準備書面が陳述された時点までに事故原因を特定していない。連盟内部でいかなる手続が取られたうえで、このような訴訟上の主張がなされたのが問題である。

5. 乙18号証 甲（被告）の陳述書

この中で、事故原因について和泉恭子氏の操縦ミスを指摘している。

※ この書証は同氏及び他の被告1名の証拠としてだけでなく、当連盟の提出書証ともされているが、この書証が提出されるまで、JHFは、和泉さんの操縦ミスを認定していない。JHFが、組織として認定していない事実を裁判上主張することは、不適切であったと思われる。